

議案第 3 号

在外選挙人名簿の抹消について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 11 の規定により、別紙のとおり在外選挙人名簿から抹消する。

平成 29 年 3 月 2 日提出

八雲町選挙管理委員会委員長 長 坂 久